

淀川水系流域委員会への意見書

1. 「川上ダム」建設の危険性について

近畿地方整備局は、「川上ダムでは、ダム敷およびダム敷近傍に第四紀断層があるかどうかについて、文献調査と地形調査及び現地調査を行って・・・第四紀に活動の疑いのある断層または線状模様がダムサイトから3km以内に3本認められますが、現地調査の結果からは第四紀断層とするような証拠は得られていません。また、ダムサイトからの最短距離でも2km以上離れています。」と説明して来ました。

しかし、航空写真上からの判断で、ダム堤体より250m南東側を、「すずらん台」住宅街の南東端から、「桐ヶ丘」住宅街の真中を抜ける、北々東走向の3kmを超える線状模様が認められます。又、このリニアメントは、平成4年6月調製の「川上ダム建設に伴う環境影響評価書」（三重県土木部）上の地質平面図にも表記されています。

これは地形的にも、線に沿って、急崖を連続的に作り、段丘を切り、細粒花崗岩体を割って谷と為し、土石流堆積物を積みあげた部分もあります。

この線状模様は、先の説明の3本以外のものであり、私は活断層の疑いをもっており、この8月4日、木津川上流河川事務所長等と会談したおり、地形図上にそのラインを示し、調査報告を求めたが、具体的な全面調査はないらしく、「桐ヶ丘」住宅街近接のボーリング柱状図、弾性波探査の走時曲線および解析断面から探る他はないが、B-7調査点近くを標高270m以下に迄、破碎され水溜り或いはスライム化した部分が存在すると思われます。DRB-3調査点直近にも、上記の線状模様に平行に、2本の断層が地盤を切っています。これらの「川上ダム地質総合解析」ダムサイト地質平面図、右岸尾根部地質鉛直断面図、(Ⅱ-Ⅱ)、(Ⅲ-Ⅲ)、ボーリング柱状図(B-7)、(DRB-3)、弾性波探査解析断面図(55-D側線)を精査すれば、地表から10m以上14mの深さ迄、風化がすごく、細粒花崗岩、片麻状花崗閃緑岩共、マサ土化しており、相当深部迄破碎され、クラッキー状になったり、レキ状、細片状コア帯が、最後まで頻度高く出現しています。(DRB-3)において、最終孔内水位が、細粒花崗岩体と片麻状花崗閃緑岩体の地質境界線ピッタリであることは、ダム満水位に、この境界線上迄、湖水が浸透し、水圧が上部岩体に浮力を与え、最高々さ40m、巾約100m、長さ約160mの、この細粒花崗岩体はダム湖に向け滑り落ちるのではないか、ちょうどその中に断層が切っているのであります。排水量は約400,000 m³、地震をきっかけに早い速度で滑落した場合は、ダム津波が心配され、水が標高277mしかない鞍部を乗り越えれば、住宅街迄375m、谷を一気に下ってきます。又、この時、ダムサイト及び中島の急崖の崖錐堆積物も、弾みをつけて崩落してくるでしょう。何百万トンになるのか、予測は難しいが、ダム津波は増幅されるに違いないのです。

川上部落に中縄手という集落があり、町の文化財となっている「川上出羽城祉」が、山頂に土塁を完存させています。ダム湖に三方を囲まれるように残るのだが、相憎、断層が斜交する際にあり、満水位に地盤が押し上げられ、スベル可能性が高い地質と考えます。

ダム敷にも5以上の短い断層が判っていますが、ボーリング柱状図(DRB-2)に現れて

いる断層が、地質平面図や断面図に全体像が描かれていません。又、ダム敷から北方向 300mから 500mに、活断層「小波田断層」の伏在延長部分が、「桐ヶ丘」住宅街の北部分迄達していると思われませんが、本当に確実な精査がなされているのでしょうか。近傍を含め、非常に地質不安定な場所です。

「基礎原案」5章 5.7.2の(3)川上ダムの調査、検討の内容を1つ増すよう「意見書」に挙げて戴きたい。

『5) 地質調査を更に詳細に厳密に行い、ダム災害を確実に防止することが可能かどうか。その為に必要な費用を含め精査すること。』

2.10月29日「意見書」(案)の不備について

1) 「河川整備の方針について」

「基礎原案」54頁から「各ダムの調査検討内容」で、事業中の5ダム共、歴然と、「浸水被害の軽減、洪水被害の軽減、水位低下の抑制などに有効である。」と結論づけています。しかるに「意見書」では、「基礎原案では、事業中のいずれのダムについても、調査・検討を継続するとしているため、現段階で評価し、意見を述べることはできない。」としているのは、明らかに片手落ちでしょう。

「基礎原案」では、各ダムの調査検討内容として、まとめて言えば、『治水上は有効』と結論しているのであります。これに対し、『その結論も、現時点では無意味であり、治水上の有効性も更に調査・検討が必要である。』と指摘して戴きたい。以上の点が脱落したまま、「意見書」17頁上段、7.ダムの冒頭の記述、『ダムの役割を十分認識し、ダム建設を全面的に否定するものではない』とするのは、単に文脈上の必要からでなく、示し合わされたかの感じを受けます。削除をお願いします。

川上ダムを例とすれば、岩倉峡迄の全降雨面積の約1/10しか受けられない南端にあり、降雨パターンによっては、全く雨が降らず、洪水調節機能ゼロが予測されている場所に計画されています。又、「既往最大規模の洪水による浸水被害」だったとする、昭和28年9月25日、13号台風を含む6洪水の高水量に対し、2,900 m³/s以上の疎通量が確認されている岩倉峡が、昭和28年8月15日の場合のように、土石流で堰止められない限り、近年完成する上野遊水地の湛水量900万トンによって、浸水被害は殆んど無いと考えられます。(5313型洪水-氾濫量342万トン)

以上の点からのみでも、川上ダムが「浸水被害の軽減に有効」とする「基礎原案」の「調査検討」結果意見は否定されねばなりません。

2) 「河川整備の内容について」の22頁、上から12行目、『解消は不可能であり、われわれが実現できるのは軽減でしかない。』としているのに、下から11行目、『川上ダムについては「上野地区における既往最大規模の洪水による浸水被害の解消」が、最重要課題』としているが、矛盾極まるどころです、『軽減』と統一して下さい。